

民間 EV カーシェアの普及促進事業に係るプロポーザル

質問への回答

番号	該当資料名・頁	質問内容	尼崎市 回答
1	仕様書 1～2 ページ目 5・6	<p>「充電に要する電気代等は事業者が負担する」とあるが、電気代の支払いはどのような方法になりますか。</p> <p>また、充電による使用電力量をはかるための子メーターの設置は必須でしょうか。</p>	<p>月々の電気代の支払い方法や金額については、駐車場管理者との協議により決定していただきます。駐車場管理者の了承が得られれば、駐車場利用料と合算で支払う形でも構いません。</p> <p>なお、子メーターの設置は必須とはしませんが、駐車場管理者への月々の電気代支払い金額については、カーシェア運営事業者側から何らかの根拠を示していただきますようお願いいたします。</p> <p><以下、想定し得る電気代の支払い方法></p> <p>例① 走行距離実績から消費電力量及び電気代を算出し、毎月精算・支払い</p> <p>例② これまでの事業実績から算出した EV カーシェア車両 1 台あたりの平均の電気代を毎月定額で支払い 等</p>
2	仕様書 3 ページ目 11	<p>電子地域通貨「あま咲きコイン」を用いた EV カーシェアサービスの利用促進について、利用者へのポイント付与はどのようなスキームを想定していますでしょうか。</p> <p>(カーシェアの予約管理システムの中にポイント付与の機能を追加する必要があるのでしょうか。)</p>	<p>EV カーシェアの利用者が、サービスを利用したことを証する書類（利用証・利用履歴画面の写し等）を添えて市へ申請することで、市から遠隔でポイントを付与するスキームを想定しています。</p> <p>(カーシェアの予約管理システムの中に機能を追加してもらうことは想定していません。)</p> <p>【参考】尼崎市 HP 「省エネ行動であま咲きコインをためよう」 https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/kurashi/kankyo/hozen/1033780/index.html</p>